

第2回 接触確認アプリに関する有識者検討会合 議事概要

・開催日時：令和2年5月17日（日）13時00分～15時00分

・場 所：オンライン開催

・出席者：

石川広己 公益社団法人日本医師会常任理事
上原哲太郎 立命館大学情報理工学部情報理工学科教授
岡部信彦 川崎市健康安全研究所所長
楠正憲 政府CIO補佐官
坂下哲也 JIPDEC 常務理事
宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤田卓仙 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター
森亮二 弁護士、英知法律事務所
山本龍彦 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授

(オブザーバー)

内田勝彦 全国保健所長会会長 大分県東部保健所所長
前田秀雄 東京都北区保健所所長

・配布資料：

資料1 接触確認アプリ及び関連システム仕様書（案）
資料2 Apple・Google APIの詳細について
資料3 「接触確認アプリ及び関連システム仕様書」に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項について（案）

・議事概要（以下、○：委員及びオブザーバーの議論の要約）

- (1) 事務局より、接触確認アプリ及び関連システム仕様書（案）（資料1）、Apple・Google APIの詳細について（資料2）、及び「接触確認アプリ及び関連システム仕様書」に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項について（案）（資料3）に関して説明があり、下記のような議論があった。

<仕様書案（資料1）についての議論>

- 接触のタイミング等をどこまで通知するかについては、接触確認者から陽性者が誰か分からないような仕組みにする等の配慮を行い、慎重に検討する必要がある。
- 自粛要請の下で外に出ず人とあまり会わない人などは、通知により誰が陽性者かすぐ分かってしまうのではないか。そうした場合への配慮も必要。
- 感染者システムと連携し、保健所による健康観察などに円滑につなげる補助をする機能（調整事項2）として、陽性者とその接触者の情報を紐付けるという内容も検討されているが、陽性者やその接触者との関係が特定されるおそれもあるため、慎重に検討すべき。
- 「積極的疫学調査」については、調整事項を除いた範囲ではアプリの目的に入っていないと承知しているが、今後調整事項が実装される場合、そのことは仕様書における目的の記述にも書き加えるべき。
- 現場の積極的疫学調査における情報提供は当事者との間の信頼関係に基づいて行っている部分があるため、そうした実務も踏まえて感染者システムとの連携等を考えるべき。
- ユーザーの安心の観点では、アプリと感染者システムとの間の棲み分けの明確化と、その分かりやすい発信が重要。
- 「行動変容」という語は、本来段階的に生活習慣を変えていくといった意味であるため、通知によって一気に行動が変わる、といったニュアンスの使われ方には違和感がある。

<評価書（資料3）についての議論>

- プライバシーに配慮する必要性については、人格権に結びつくセンシティブな情報が扱われるため、というのが第一であって、普及の必要性はその後に来るものではないか。
- 接触のタイミングの情報等をどこまで通知に用いるかといった点や、データフローについてはまだ分かり切っていない部分があるため、プライバシー上の評価をする場合には場合分けをして整理する必要がある。
- オーストラリア等のPIAも参考に、クラウド事業者に対して求めるセキュリティ等の措置も記載すべき。

- アプリの利用目的に広範な意味を持つ文言が入っていると、十分に利用目的が限定されないため、はっきりと記載すべき。
- アプリが扱う情報が要配慮個人情報にあたる可能性もあるかと思うが、その場合にどのように扱いが変わるのかについて記載すべき。
- プライバシーの保護に一定の制約が生じる場合の評価においては、政策目的との関係でやむを得ないという「必要性」の観点だけでなく、その制約が必要最小限度であるという「相当性」の観点での評価も盛り込むべき。
- 感染者システムと連携し、保健所による健康観察などに円滑につなげる補助をする機能（調整事項2）が実現する場合は、本アプリのプライバシー上の評価を見直すことに加えて、感染者システムについても別途評価を行うべき。
- 資料1にもFAQ等を作る旨記載があるが、国民へ仕組みを分かりやすく説明する文書は別途用意すべき。
- このアプリをどう広めていくのかについては、よく検討する必要がある。普及に向けた方策としては、たとえば、イベント入場時にアプリをダウンロードするよう呼びかけるなどの方策が考えられるのではないかな。

(2) 以上の議論を踏まえ、下記の点が今後の検討における留意点として整理された。

- 行個法、個情法との関係については、アプリの扱う情報が要配慮個人情報にあたるのか等、法的な論点について確認し、評価に反映すべきであること。
- 利用者のプライバシーと公衆衛生上の目的の比較衡量が必要となる論点において、一定のプライバシーの制約をアプリが行いうる場合は、必要性及び相当性の観点で検討を行うべきであること。
- プライバシー上の評価にあたっては、利用者の数によりリスクが変わり得るという点や、通知文案の文面によるリスクへの影響等についても考察する必要があること。
- 今回の評価は、「調整事項2が実装されるかは未定」というステータスにおけるものである点を明確にすべきであること。このため、今後実装の中でアプリの目的が変わってくるのであれば、再びプライバシー上の評価が必要となる。

(3) 検討会合としては、評価書（資料3）の方向性については了承としたうえで、仕様書（資料1）及び評価書（資料3）については、検討会合と事務局で再度見直しを行い、後日修正版を公表することとされた。また、会議における配布資料については、いずれも未公表の技術仕様等を含む内容のため、非公開とされ、資料1及び3については概要版のみを公開することとされた。